

(別紙様式2)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 宮城県
農業委員会名： 蔵王町農業委員会

I 農業委員会の状況(平成31年4月1日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	970	1,290				2,260
経営耕地面積	744	824	496	130	198	1,568
遊休農地面積	2	6				8
農地台帳面積	1,019	1,640				2,659

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	1,111
自給的農家数	377
販売農家数	734
主業農家数	159
準主業農家数	164
副業的農家数	411

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1,128
女性	544
40代以下	84

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	113
基本構想水準到達者	
認定新規就農者	12
農業参入法人	11
集落営農経営	
特定農業団体	
集落営農組織	

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 2 9 年 7 月 1 9 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数	9	9	1	1	1	1	4	13
認定農業者	—	5						5
女性	—	0				1		1
40代以下	—	0						0

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 3 2 年 7 月 1 9 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	9	9
認定農業者	—	5
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	2
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	13	13	5

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積 2,260ha	これまでの集積面積 1,138ha	集積率 50.35%
課 題	<p>担い手の高齢化等の理由により利用権再設定されないケースが見られる。また、認定農業者は、すでに限界に近い面積を集積しており、これ以上の経営規模拡大が難しい状況が見受けられる。</p> <p>小規模農地は農業機械の利用に適さず、農地整備事業等の推進が求められる。中山間農地は鳥獣被害で遊休農地化していく傾向がみられる。また、認定農業者もこれから減少していくことが予想されるため、新規参入促進の支援を強化し、新たな担い手を確保していく必要がある。</p>		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
1,145ha	1,138ha	8ha	99.38%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	<p>随時:農地利用状況調査等により発見した遊休農地について、荒廃が進む前に、規模拡大を希望する農家や新規参入希望者を含めて情報を提供し集積につなげていく。同時に、農地中間管理事業や町単独の利用集積補助金を周知して、担い手へ集積する活動を継続する。</p> <p>8月:広報や農業委員会だよりを活用し、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の周知をする。</p>
活動実績	<p>6月:離農の相談があった際に、農地中間管理事業について内容を説明して周知に努める。また、農地中間管理機構を介した所有権移転についても実施している。借り手が見つからない農地について、円滑に借り手を紹介することは実施出来なかった。</p> <p>10月:農業者年金や農地の相談会を開催し、情報の収集・提供に努めた。</p> <p>随時:日常的に受けた相談については当該農地担当の農業委員及び推進委員、担い手へ連絡を取りながら地道に借り手を探した。さらに、利用権設定の手続きについてより広く周知するため町ホームページに掲載している。</p>

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	これまでの実績を考慮すると適切な目標設定だったと言える。
活動に対する評価	<p>特に離農を希望する農家にとって農地中間管理事業の経営転換協力金は荒廃農地を防ぎ、農地を流動化させるため有効である。また、町単独の利用集積補助金も周知され定着していることは評価できる。未相続農地についても、相続の権利者を調査し、過半数の同意を得ることで、短期ではあるが担い手への利用権設定につながるよう支援している。また、新たな担い手として期待される新規参入法人に対し、農地の情報提供や認定農業者制度の紹介など積極的な支援を行ったことも評価できる。</p> <p>一方、荒廃農地や条件の悪い農地の借り手については、なかなか斡旋につながっていない。</p>

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	4経営体	6経営体	1経営体
課題	新規参入を検討している個人及び法人に対して、農地等を斡旋することが出来ていない。		

※ 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

2 平成30年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
3経営体	1経営体	33.33%

※1 参入目標は、活動計画に記載した参入者数を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	過去3年間の平均的な数値を目標とする。取組みとして、年間を通じて新規参入者に斡旋できる農地、農業用施設、家屋等の情報を集約し提供していきたい。 また、農業委員会だよりにおいて、新規就農相談窓口を広報する。
活動実績	個人の新規参入は、家屋や施設と農地をセットで提供できる案件が少なく、参入に至らないこともある。 また、12月及び3月発行の農業委員会だよりで情報提供に努めた。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	平成30年度は親元就農者も含めると5経営体であるが、目標達成までは至らなかった。
活動に対する評価	経営計画書を確認し、参入を手助けする方向で農業委員会が活動していることが結果にもつながっていると思われる。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A) 2,260ha	遊休農地面積(B) 8ha	割合(B/A×100) 0.35%
課 題	遊休農地は、担い手の高齢化や相続問題、有害鳥獣などが原因で発生する傾向となっている。一般的に耕作するのに不便な地域にあることが借り手の確保が困難な状況となっている。		

- ※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
- ※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び実績

解消目標① 2ha	解消実績② 2ha	達成状況(②/①×100) 100.00%
--------------	--------------	--------------------------

- ※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入
- ※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
活動計画	農地の利用状況調査	22人	4月～3月	12月～3月
	農地の利用意向調査	調査実施時期:11月～12月		
	その他の活動			
	調査方法	<ul style="list-style-type: none"> 委員及び推進委員の現地調査の際に、広く農地の利用状況把握に努める。 委員及び推進委員による農地パトロールを継続して実施する。 委員及び推進委員による日常的な農地の監視活動を継続する。 農地の相談業務を継続し、農地情報の収集と適切な流動化に努める。 		
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数) 22人	調査実施時期 4月～3月	調査結果取りまとめ時期 12月～3月
	農地の利用意向調査	調査実施時期 11月～12月	調査結果取りまとめ時期 1月～3月	
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数: 86筆	調査数: 0筆	調査数: 86筆
		調査面積: 8ha	調査面積: 0ha	調査面積: 8ha
	その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員会委員による日常的な監視活動を実施した。 農家以外の町民にも農地の遊休化防止の意識を持ってもらうため、農業委員会だよりを町内全戸に配布した。 農業へ新規参入したばかりの法人には、農地の情報提供等による積極的な支援を行った。 		

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	今後も委員及び推進委員の日常的な活動に期待する。
活動に対する評価	早く発見・対応できるような日常的な監視活動を行うことで、遊休農地が増加しないよう努力したい。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	2,260ha	0ha
課 題	違反転用を発見した場合、現状では、第一段階として農業委員会独自の方法で指導にあたっているが、違反状態を解消しようとする土地所有者に対しては、法に基づいて強制力のある方法をとることも検討すべきである。そのためには、事務局の体制強化が必要となる。また、無許可で農地を転用することが違法行為であると知らない住民が依然として多いため、広報等により引き続き農地法を周知する必要がある。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度実績

実 績①	増減(B-①)
0ha	0ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	委員及び推進委員や住民からの情報提供を求め、違反転用の発生を未然に抑える。 また、「農業委員会だより」や「広報」などを活用して、違反転用は違法行為であることを周知徹底する。
活動実績	委員と推進委員合同による農地パトロールを実施した。農地法を理解していない違反転用者に対しては違反状態を解消すべく、何度も説明して解消に導いている。
活動に対する評価	丁寧な周知や指導が効果を発揮している。今後も継続すべきと考える。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 19件、うち許可 19件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	提出のあった申請書については、農家台帳等により内容確認を行っている。加えて、新規就農等の場合には、申請者(権利を取得しようとする者)に総会の場で営農計画等を直接説明してもらって判断している。また、全ての申請地について、委員や推進委員が班体制で現地調査を実施し、周辺農地への影響を調査している。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	現地調査を実施した委員から現況等の報告をしてもらい周辺農地への影響の有無を判断する。また、農地法に定めのある「許可できない場合」に該当しないか、作成した調査書により項目ごとに審議している。さらに、新規就農者からの申請等、本人の耕作の意思を確認する必要がある場合、申請者(権利を取得しようとする者)に総会に出席してもらい、営農計画等を直接説明してもらって判断している。 議事参与の制限に該当する場合は、ほかの申請とは議案を分けて審議している。			
	是正措置				
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	19件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	総会の約1ヵ月後に議事録を町ホームページに掲載している。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	15日
	是正措置				

2 農地転用に関する事務

(1年間の処理件数: 36件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	提出のあった申請書については、農家台帳等により内容確認を行っている。また、申請地の現地調査は、委員及び推進委員並びに事務局により実施している。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	農地区分の判断根拠や農地法に定めのある「許可できない場合」に該当しないかについては、作成した調査書により項目ごとに審議している。 議事参与の制限に該当する場合は、ほかの申請とは議案を分けて審議している。			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	総会の約1ヶ月後に、議事録を町ホームページに掲載している。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	25日
	是正措置				

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		11 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		8 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		3 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0 法人
	提出しなかった理由		
	対応方針		
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況		

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 319件 公表時期 平成31年3月 情報の提供方法:町ホームページに掲載する。また、農業委員会だよりに掲載し町内全戸に配布する。
	是正措置	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 817件 取りまとめ時期 平成31年2月 情報の提供方法:「農地の権利移動・賃貸等調査」により取りまとめたデータを県に提出する。
	是正措置	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 2,659ha
		データ更新:農地の権利移動及び転用の許可、利用権設定、相続等の届出、現地調査の結果については随時入力している。そのほか、住民基本台帳との突合は毎月1回、固定資産税データとの突合は年1回行っている。
	公表:全国農地ナビによる公表	
是正措置		

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉
	〈対処内容〉

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉
	〈対処内容〉

※ Ⅱ～Ⅵの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

件

提出先及び提出した意見の概要	
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--